

事務事業名	農業振興地域整備促進事業			担当	産業部 農政課 農政係
政策名	E	地域と産業が調和する活力あるまちづくり		増補版施策名	
施策名	1	農業の振興		<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業	
関連個別計画				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ
法令根拠	農業振興地域の整備に関する法律、真岡市農業振興地域整備促進協議会条例				<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和45 年度～）
予算科目	1. 一般会計	6. 農林水産業費	1 農業費		3 農業振興費
事業概要	高度成長に伴う都市の無秩序な開発とスプロール化が、農村地域に波及し農地の無秩序な開発、農業経営の粗放化などにより昭和44年9月27日に農業振興地域の整備に関する法律が施行された。優良農地の保全、農業振興地域における農用地の設定（農用地利用計画）と変更、農業投資の集中化による農業の近代化が主な目的である。農振除外の申出の受付は、5月、9月、1月の年3回実施しており、農業委員会等の関係機関に意見照会、現地調査、農業振興地域整備促進協議会の意見聴取、公告縦覧、県の同意を得て農業振興整備計画の農用地利用計画を変更している。また、平成23年度からは、エリア管理に加えて台帳を作成し、1筆管理を実施している。				

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）		⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
30年度実績 除外申出 意見照会 農業振興地域整備促進協議会 県へ事前協議 県の回答 公告縦覧 県へ本協議 県の同意 公告（除外申請） 年3回受付（5月、9月、1月）		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
31年度計画 30年度と同様		ア 除外等申出数	件	18	27	25	33	30
		イ 会議開催数	回	3	3	3	3	3
		ウ						
		エ						
		オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 農業振興地域		⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 農業振興地域面積	ha	14,069	14,069	14,069	14,069	14,069
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 自然的経済的社会的諸条件を考慮し、総合的に農業を振興するため、農業振興地域整備計画を策定し、優良農地の保全を図る。		⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 農用地区域面積	ha	7,576	7,575	7,574	7,573	7,572
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 農用地の保全による農業の健全な発展		⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 農用地区域 / 農業振興地域	%	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	
	一般財源	千円	415	416	433	404	400	
	事業費計(A)	千円	415	416	433	404	400	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	1,300	1,300	1,300	1,300	
		人件費計(B)	千円	5,447	5,399	5,395	5,420	5,420
トータルコスト(A)+(B)		千円	5,862	5,815	5,828	5,824	5,820	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	昭和44年9月に農地の無秩序な開発、農業経営の粗放化などにより法律が施行、計画の策定が法定され、計画的な農業投資を促進するため、農振農用地の指定、管理を実施することとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	担い手が利用すべき優良農地を確保するため、平成12年4月に農業振興地域制度に関するガイドラインが制定され、農用地区域からの除外要件の厳格化がなされた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	